



相続税の改正

平成 27 年は相続税の大改正の年となります。そこで平成 27 年 1 月 1 日以後より適用される主な点をご紹介します。

(1) 相続税の基礎控除

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、相続財産から控除する基礎控除額は以下の通りになります。

■基礎控除額の計算	
平成26年まで	平成27年以後
5000万円 + 1000万円×法定相続人の数	3000万円 + 600万円×法定相続人の数

例 相続人が配偶者 1 名、子供 2 人の場合

・平成 26 年まで

$$5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 8,000 \text{ 万円}$$

・平成 27 年以後

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 4,800 \text{ 万円}$$

改正前は相続財産 8,000 万円以下なら相続税の申告は不要でした。改正後は 4,800 万円を上回れば相続税の申告が必要です。

(2) 相続税の税率

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税についての相続税率は以下の通りになります。

相続税の税率				
平成26年まで		平成27年以後		
金額の範囲	税率	金額の範囲	税率	速算控除額
1000万円以下の金額	10%	1000万円以下の金額	10%	—
3000万円以下の金額	15%	3000万円以下の金額	15%	50万円
5000万円以下の金額	20%	5000万円以下の金額	20%	200万円
1億円以下の金額	30%	1億円以下の金額	30%	700万円
3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%	1700万円
		3億円以下の金額	45%	2700万円
3億円超の金額	50%	6億円以下の金額	50%	4200万円
		6億円超の金額	55%	7200万円

例 相続財産 1 億円

相続人が配偶者 1 名、子供 2 人の場合

平成 26 年まで 相続税の総額 **200 万円**

平成 27 年以後 相続税の総額 **630 万円**

※但し配偶者の税額軽減適用前です。

(3) 未成年者控除及び障害者控除の見直し

相続人の生活の安定という制度の趣旨に照らして、相続人が未成年者又は障害者である場合には配慮がされた改正となっております。

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、控除額は以下の通りになります。

■未成年者控除

平成 26 年まで 6 万円 × (20 歳 - 相続開始時の年齢※以下 A とする。)

平成 27 年以後 10 万円 × (20 歳 - A)

■障害者控除

平成 26 年まで 6 万円 × (85 歳 - A)

平成 27 年以後 10 万円 × (85 歳 - A)

■特別障害者の場合

平成 26 年まで 12 万円 × (85 歳 - A)

平成 27 年以後 20 万円 × (85 歳 - A)

例 子供 1 名が 18 歳 5 か月だった場合

・平成 26 年まで

$$6 \text{ 万円} \times (20 \text{ 歳} - 18 \text{ 歳}) = 12 \text{ 万円}$$

・平成 27 年以後

$$10 \text{ 万円} \times (20 \text{ 歳} - 18 \text{ 歳}) = 20 \text{ 万円}$$

相続税の納税額から控除できる金額は増えております。

(4) 小規模宅地等の特例の改正

相続税の増税に合わせて小規模宅地等の減額については、適用面積が拡大されました。

改正としては

①特定居住用宅地等について適用対象面積が240㎡から330㎡になりました。

②特定事業用宅地等400㎡+特定居住用宅地等330㎡=730㎡まで適用できるようになりました。

■平成26年まで

改正前の小規模宅地等の適用面積については下記の調整を加えたうえで400㎡までがその適用範囲でした。

$$\begin{aligned} \text{特定事業用宅地等 限度 (400 m}^2\text{)} &= A \\ \text{特定居住用宅地等 限度 (240 m}^2\text{)} &= B \\ \text{貸付事業用宅地等 限度 (200 m}^2\text{)} &= C \\ \underline{A + B \times 5 / 3 + C \times 2} &\leq \underline{400 m}^2 \end{aligned}$$

(注) (B×5/3=400㎡、C×2=400㎡)

■平成27年以後

改正後の小規模宅地等の適用面積については下記の調整のようになります。

$$\begin{aligned} \text{特定事業用宅地等 限度 (400 m}^2\text{)} &= A \\ \text{特定居住用宅地等 限度 (330 m}^2\text{)} &= B \\ \text{貸付事業用宅地等 限度 (200 m}^2\text{)} &= C \end{aligned}$$

①A又はB、もしくはA、Bの両方に適用する場合

$$\underline{A + B \text{ は併用適用が可能となりました。}}$$

$$\underline{\text{最大 } 730 m^2}$$

②Cの他A、Bもあわせて適用する場合

下記の調整を加えたうえで200㎡までがその適用範囲となります。

$$\underline{A \times 200 / 400 + B \times 200 / 330 + C} \leq \underline{200 m^2}$$

(注) (A×200/400=200㎡、B×200/330=200㎡)

小規模宅地等の減額を適用しない場合に相続財産が基礎控除額を超えるときには、小規模宅地の減額を適用した結果、納税額がなくても相続税申告は必要です。

基礎控除の改正を受けて小規模宅地等を検討する相続税の申告義務者は増加すると見込まれます

贈与税の改正

相続税の改正に合わせてその補完の関係にある贈与税についても改正が行われております。

(1)暦年贈与の贈与税率が変更されました。

①(その年の1月1日において)20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合と

②それ以外の方で贈与税率は異なることになりました。

平成27年1月1日以後に行う贈与について課される贈与税については以下の通りになります。

①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率				
平成26年まで		平成27年以後		
金額の範囲	税率	金額の範囲	税率	速算控除額
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	—
300万円以下の金額	15%			
400万円以下の金額	20%	400万円以下の金額	15%	10万円
600万円以下の金額	30%	600万円以下の金額	20%	30万円
1000万円以下の金額	40%	1000万円以下の金額	30%	90万円
1000万円超の金額	50%	1500万円以下の金額	40%	190万円
		3000万円以下の金額	45%	265万円
		4500万円以下の金額	50%	415万円
		4500万円超の金額	55%	640万円

②上記以外の者が贈与を受けた場合の贈与税の税率				
平成26年まで		平成27年以後		
金額の範囲	税率	金額の範囲	税率	速算控除額
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	—
300万円以下の金額	15%	300万円以下の金額	15%	10万円
400万円以下の金額	20%	400万円以下の金額	20%	25万円
600万円以下の金額	30%	600万円以下の金額	30%	65万円
1000万円以下の金額	40%	1000万円以下の金額	40%	125万円
1000万円超の金額	50%	1500万円以下の金額	45%	175万円
		3000万円以下の金額	50%	250万円
		3000万円超の金額	55%	400万円

(2)相続時精算課税制度の緩和

①受贈者の範囲が拡大

改正前は贈与者の直系卑属である推定相続人(※その年1月1日において20歳である者に限る)でしたが改正により孫(※)が加えられました。

②特定贈与者の年齢要件の引き下げ

改正前の特定贈与者の年齢は、その年1月1日において65歳以上でしたが、改正により60歳以上の者に変更されました。

(担当：山本修)